

ガソリン価格の高騰により、東海地方の中小企業の三分の二は、マイカー通勤をしている従業員の通勤手当が実際のガソリン代を下回り、従業員個人の持ち出しになっていることが分かった。

ガソリン代高騰 通勤手当足りず

民間コンサルティンクの北東式資金研究所(名古屋市中西区)が七月、愛知、岐阜、三重県の二百二十八社を調べた。マイカー通勤を認め、通勤距離に応じて手当を支給している百八十八

東海3県で調査

社について、片道十キロを通勤するのに掛かるガソリン代と、通勤手当を比べた。ガソリン二リッター百八十四円、燃費を同十キロ一カ月の走行日数二十一日として計算すると、片道の通勤

3分の2の中小企業 従業員が自己負担

に掛かる費用は月七千五百六十円。しかし調査の企業の通勤手当はこれを下回った。平均の支給額は七千四百五十四円。従業員一人当たり月二千円以上の「赤字」になる会社も一割あった。同研究所の北見副所長は「通勤手当は過去の慣例で決まった額のままという会社が多い。従業員が身を削って会社のために頑張っているにもかかわらず、見直すべきだ」と指摘する。一部の企業では、通勤手当の支給額を半二割、見直し規定をつくる動きも出ている。